

| E. 国と地方の在り方、地域活性化   | 関係府省等        | 対応状況   | 主な成果   | 課題  | これからの取り組み   |
|---|--------------|--|--|---|---|
| <p>ロ. 歳出改革</p>  |              |  |  |   |   |
| <p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成15年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討。<br/>また、「SOHO・マイクロビジネスの活用を通じた地域活性化の具体的な方策に関する調査委員会」を開催し、市町村におけるSOHO・マイクロビジネスの支援施策の実態等に関する調査報告書を作成予定(平成15年3月末)。</p> | <p>国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して実施した、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」により、テレワーク人口及びテレワーク推進上の課題等のテレワークの実態を明らかにしているところ。<br/>また、工場誘致型の地域産業活性化策に代わり、各自治体において新たな雇用創出の手段としてSOHO・マイクロビジネスが有効であることの認識について調査把握。次年度以降の施策検討に活用すべく、各自治体における現時点の施策内容と施策推進への障害を調査。</p> | <p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していくことが必要。<br/>調査により得られた課題を基礎として、地域活性化の視点に立ち必要な施策を慎重に検討。<br/>具体的には、各自治体において実際にニーズのある支援項目を抽出し施策検討に反映していく予定。</p> | <p>①「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。<br/>②平成15年度末までに、国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して検討したテレワーク支援施策方針に基づき、かつ、パブリックビジネス等、他の政策課題への取り組みとも関連した施策項目を検討。<br/>③平成16年度以降、SOHO・マイクロビジネス支援施策の効果を十分に吟味し、かつ国土交通省、総務省、厚生省と連携しつつ、様々な角度から実効性のある施策を検討。</p> |

|   |              |  |                                     |  |  |
|---|--------------|--|-------------------------------------|--|--|
| <p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を行った。</p> <p>・第154回国会において、自動車リサイクル法が成立し、第一段階の規程が施行（平成15年1月）されたところ。</p> <p>・家電リサイクル法においては、昨年産業構造審議会を開催して、電気冷蔵庫の追加や断熱材フロン対策について審議を行ったところ。</p> <p>※3Rプログラム：<br/>環境と経済の統合された循環型経済システムの構築を目的とし、3R対策を講じる必要性の高い自動車や家電分野を中心とした実用化技術開発</p> | <p>・エコタウン事業において17地域を承認、28施設を整備。</p> |  | <p>①②③3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を引き続き行う。</p> <p>③平成16年末を目途に自動車リサイクル法を本格施行する予定。</p> <p>②家電リサイクル法関係政省令の改正。</p> <p>②資源有効利用促進法における対象業種・製品の見直し等について産業構造審議会にて検討を行う。</p> |
|---|--------------|--|-------------------------------------|--|--|

## 八. 規制改革

|   |                 |   |   |  |   |
|---|-----------------|---|---|--|---|
| <p>総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p> | <p>総務省、関係府省</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議、GISモデル地区実証実験等に参画するとともに、次世代GISに係る標準化を行うなど、GISの普及を推進。</li> <li>・GISアクションプログラム2002-2005(平成14年2月)に基づく諸施策を実施。</li> </ul> | <p>次世代GISに係る標準化の1要素である「G-XML」規格の実用化・普及を図る「G-XML実用化連絡会」会員企業数(参加自由)が、1200弱に拡大(平成15年1月末時点)。多くの民間GISエンジンにおいて「G-XML」規格への対応開始。複数の自治体で「G-XML」規格に対応したGISの導入を開始。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GIS標準化対象モデルの拡大及びGISコンテンツ流通の拡大。</li> <li>・G-XML以外のGIS関連規格(GML等)推進団体との連携。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①GISコンテンツ流通促進に向け「GISコンテンツ流通推進協議会(仮称)」を発足(平成15年3月13日)し、GISコンテンツ相互流通のための諸課題の検討及びプラットフォームの実証構築。</li> <li>②G-XMLの国際標準化等次世代地理情報システム標準の検討・普及。</li> </ul> |
|---|-----------------|---|---|--|---|

|  |              |   |   |  |  |
|--|--------------|---|---|--|--|
| <p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を行った。</li> <li>・ 第154回国会において、自動車リサイクル法が成立し、第一段階の規程が施行(平成15年1月)されたところ。</li> <li>・ 家電リサイクル法においては、昨年産業構造審議会を開催して、電気冷蔵庫の追加や断熱材フロン対策について審議を行ったところ。</li> </ul> <p>※3 Rプログラム：<br/>環境と経済の統合された循環型経済システムの構築を目的とし、3 R対策を講じる必要性の高い自動車や家電分野を中心とした実用化技術開発</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコタウン事業において17地域を承認、28施設を整備。</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①②③3 Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を引き続き行う。</li> <li>③平成16年末を目途に自動車リサイクル法を本格施行する予定。</li> <li>②家電リサイクル法関係政省令の改正。</li> <li>②資源有効利用促進法における対象業種・製品の見直し等について産業構造審議会にて検討を行う。</li> </ul> |
|--|--------------|---|---|--|--|

|   |              |  |   |  |   |
|---|--------------|--|---|--|---|
| <p>関係府省は、地元自治体と協力し、道路等利用を含め、イベントやロケ等を通じて、商店街の活性化及び地域の観光振興を推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>市町村が策定する基本計画に基づいて市町村、商店街振興組合等が実施する様々な事業に対して支援を実施することにより、商店街を含む地方の中心市街地の活性化を促進し、特色ある地方の再生を図ってきた。</p> <p>①市町村、TMO、商店街振興組合等が実施する各種事業の支援策としての予算の確保。</p> <p>②中心市街地活性化関係8府省庁が連携して大型閉鎖店舗活用支援策の相談受付を開始（10月1日～3月末）。：相談件数（平成15年2月17日現在）3件</p> <p>③大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進し中心市街地の商業活性化を図るために中心市街地内における大店立地法の簡素化を定めた構造改革特別区域法が成立（4月1日施行）。</p> | <p>中心市街地の活性化にかかる基本計画の提出数が536市区町村（平成15年2月17日現在）となり、また、TMO構想、TMO計画の認定数もそれぞれ、260、107となり各地域における中心市街地活性化の事業が本格化してきている。</p> | <p>事業の本格化に伴い、各市町村等からの事業支援に対する要望が増加しており、国においても更なる支援の拡充が求められることが予想される。</p> | <p>①第156回国会会期末平成15年度予算が成立後速やかな執行を実施<br/>市町村等の意向を踏まえた平成16年度予算要求</p> <p>②平成15年末市町村等の意向を踏まえた平成16年度予算要求</p> <p>③それ以降<br/>中心市街地活性化政策全体の更なる拡充</p> |
|---|--------------|--|---|--|---|

|  |              |   |  |  |  |
|--|--------------|---|--|--|--|
| <p>対内直接投資阻害要因を除去する。このため、関係府省は、国境を越えた合併・買収に関する制度整備、政府関係情報のワンストップ・サービスの推進、地方の特色を生かした企業誘致施策、規制業種への対内投資促進、外国人医師の受入れ拡充や二国間社会保障協定締結の促進を推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・いわゆる「合併等対価の柔軟化」に関する商法の特例を含む産業活力再生特別措置法の改正案を国会に提出中。これにより、政府に計画認定を受けた事業者は、外国会社を含む親会社株式又は現金を対価として合併等を行うことが可能となることが期待される。</p> <p>・政府関係情報のワンストップ・サービスの推進について、平成15年度予算で「対内直接投資誘致総合支援事業」として、ワンストップ・センターの新設、海外企業誘致事業等、対内直接投資の誘致体制を抜本的に強化する事業のための予算を計上。<br/>(予算額:10億円) (新規)</p> <p>・地域の特色を生かした企業誘致施策について、平成15年度予算で「先進的対内直接投資推進事業」として、地域の情報分析、外国企業の招い、企業誘致、進出企業立上支援等、地域への対内直接投資の拡大に資する事業のための予算を計上。<br/>(予算額:5億円) (新規)</p> | <p>・現在国会で審議中</p> <p>・平成15年度予算案を作成(事業は15年度のものであるため、着実な実施に向けて準備中)</p> <p>・平成15年度予算案を作成し、現在先進的自治体を公募中</p> |  | <p>・本改正案の国会での通過後、事業者からの申請を受けて計画認定を行う。</p> <p>・ワンストップ・センターにおける一元的な情報提供や、海外における外国企業の誘致やその日本への招へいを行う。</p> <p>・選定した自治体と協力して外国企業の誘致を実施する。</p> |
|--|--------------|---|--|--|--|

ホ. その他の制度改革

|   |                      |  |   |  |   |
|---|----------------------|--|---|--|---|
| <p>文部科学省は、総務省、経済産業省と協力し、ネットワークを活用した教育用コンテンツの開発・充実、流通促進を通じ、教育の多様化・活性化を図る。</p>                                    | <p>文部科学省<br/>総務省</p> | <p>・IT教育改善モデル開発・普及事業<br/>・地域産業協力型教育情報化推進事業<br/>・学校向けコンテンツ作成ツール開発事業</p> <p>計23企画を各事業において実施。</p> <p>15FY: 1.5億円</p>  | <p>・情報技術を活用した先進的な授業、地域の産業界の協力による魅力ある教材の作成等、興味を引き起こす新たな授業実践が全国104校で実施された。</p> <p>・学校授業での活用を目的に公開されている「教育用画像素材集」のダウンロード実績が平成14年4月から平成15年1月において408,841件に昇り、学校教育でのデジタル動画・静止画像を活用が促進されている。</p> | <p>・情報技術を活用した新たな教育手法に前向きでない学校・地域に対して、如何にその有意性を啓蒙していくか。</p> | <p>①各企画の成果を次年度へ反映させるよう分析し更に効果的な施策を検討。<br/>②学校・地域に継続的に定着することを考慮した事業を展開。<br/>③関係省庁との役割を整理のうえ、注力すべき分野に重点をおいた施策を展開。</p> |
| <p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p> | <p>経済産業省</p>         | <p>・まちづくりや生涯学習の分野で、女性やシニアが中心となって行う市民活動及びこれらの活動を支援する活動のうち、ITを活用し地域雇用創出等に寄与するモデルケースを選定し、活動の立ち上げ、企業化を支援し、その成功事例を他地域にも普及し、雇用創出、高齢者社会への対応などを図る『市民活動活性化モデル事業（市民ベンチャー事業）』をスタートさせた。<br/>13団体を採択し、モデル事業並びにその成果発表会を実施した。</p> | <p>平成15年3月に、採択した13団体の成果発表会を行った。</p>   | <p>・平成14年度採択できなかった分野のモデルを採択し、幅広い分野のモデルを啓発する。</p>           | <p>③それ以降平成15年度においても事業を継続して実施。</p>   |

|  |              |  |   |   |   |
|--|--------------|--|---|---|---|
|  |              | <p>国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討。</p> <p>また、「SOHO・マイクロビジネスの活用を通じた地域活性化の具体的方策に関する調査委員会」を開催し、市町村におけるSOHO・マイクロビジネスの支援施策の実態等に関する調査報告書を作成予定(平成15年3月末)。</p>   | <p>国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して実施した、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」により、テレワーク人口及びテレワーク推進上の課題等のテレワークの実態を明らかにしているところ。</p> <p>また、工場誘致型の地域産業活性化策に代わり、各自治体において新たな雇用創出の手段としてSOHO・マイクロビジネスが有効であることの認識について調査把握。次年度以降の施策検討に活用すべく、各自治体における現時点の施策内容と施策推進への障害を調査。</p> | <p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していくことが必要。</p> <p>調査により得られた課題を基礎として、地域活性化の視点に立ち必要な施策を慎重に検討。</p> <p>具体的には、各自治体において実際にニーズのある支援項目を抽出し施策検討に反映していく予定。</p> | <p>①「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。</p> <p>②平成15年度末までに、国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して検討したテレワーク支援施策方針に基づき、かつ、パブリックビジネス等、他の政策課題への取り組みとも関連した施策項目を検討。</p> <p>③平成16年度以降、SOHO・マイクロビジネス支援施策の効果を十分に吟味し、かつ国土交通省、総務省、厚生省と連携しつつ、様々な角度から実効性のある施策を検討。</p> |
| <p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を行った。</p> <p>・第154回国会において、自動車リサイクル法が成立し、第一段階の規程が施行(平成15年1月)されたところ。</p> <p>・家電リサイクル法においては、昨年産業構造審議会を開催して、電気冷蔵庫の追加や断熱材フロン対策について審議を行ったところ。</p> <p>※3Rプログラム:<br/>環境と経済の統合された循環型経済システムの構築を目的とし、3R対策を講じる必要性の高い自動車や家電分野を中心とした実用化技術開発</p> | <p>・エコタウン事業において17地域を承認、28施設を整備。</p>   |   | <p>①②③3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を引き続き行う。</p> <p>③平成16年末を目途に自動車リサイクル法を本格施行する予定。</p> <p>②家電リサイクル法関係政省令の改正。</p> <p>②資源有効利用促進法における対象業種・製品の見直し等について産業構造審議会にて検討を行う。</p>  |

|  |   |  |   |   |
|--|---|--|---|---|
| <p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力し、平成14年度から、バイオ、IT等地域に蓄積した知的資産を活用し、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画を相互に連携しつつ推進する。</p> | <p>経済産業省</p>  | <p>・産業クラスター計画関連予算として平成15年度予算案に385億円を計上。</p>  | <p>約3800社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約200の大学の参加を得て、各プロジェクト毎に推進組織が立ち上がり、産学官の人的ネットワークが形成され、実用化技術開発の取組みが進むなど、新事業創出の成果が見えつつある。</p> | <p>①第156回国会会期末<br/>②平成15年末<br/>③それ以降<br/>地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積を形成するため、産業クラスター計画の一層の推進を図る。</p> |
|  | <p>・地域ごとに文部科学省、経済産業省、地方自治体、その他関係機関による「地域クラスター推進協議会（仮称）」を設置。</p> | <p>・全国で8つの「地域クラスター推進協議会」が設置若しくは設置予定となっており、知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の進捗状況報告等を通じて連携を図っている。</p> | <p>・知的クラスター創成事業の成果（技術シーズ）が産業クラスター計画で効率的に事業化されるよう情報交換を密にしていけることが必要。</p>  | <p>①第156回国会会期末<br/>「地域クラスター推進協議会」の内容の充実を図る。</p>   |
|  | <p>・地域ごとに文部科学省と経済産業省の両省事業の成果に関する「合同成果発表会」を年1回程度開催。</p>          | <p>・当面、全国で3つの「合同成果発表会」を開催する予定。</p>   |   | <p>①第156回国会会期末<br/>残りの5地域において「合同成果発表会」を開催する。</p>  |

|   |              |  |   |  |   |
|---|--------------|--|---|--|---|
| <p>関係府省は、地元自治体と協力し、道路等利用を含め、イベントやロケ等を通じて、商店街の活性化及び地域の観光振興を推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>市町村が策定する基本計画に基づいて市町村、商店街振興組合等が実施する様々な事業に対して支援を実施することにより、商店街を含む地方の中心市街地の活性化を促進し、特色ある地方の再生を図ってきた。</p> <p>①市町村、TMO、商店街振興組合等が実施する各種事業の支援策としての予算の確保。</p> <p>②中心市街地活性化関係8府省庁が連携して大型閉鎖店舗活用支援策の相談受付を開始（10月1日～3月末）。：相談件数（平成15年2月17日現在）3件</p> <p>③大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進し中心市街地の商業活性化を図るために中心市街地内における大店立地法の簡素化を定めた構造改革特別区域法が成立（4月1日施行）。</p> | <p>中心市街地の活性化にかかる基本計画の提出数が536市区町村（平成15年2月17日現在）となり、また、TMO構想、TMO計画の認定数もそれぞれ、260、107となり各地域における中心市街地活性化の事業が本格化してきている。</p> | <p>事業の本格化に伴い、各市町村等からの事業支援に対する要望が増加しており、国においても更なる支援の拡充が求められることが予想される。</p> | <p>①第156回国会会期末<br/>平成15年度予算が成立後速やかな執行を実施<br/>市町村等の意向を踏まえた平成16年度予算要求</p> <p>②平成15年末<br/>市町村等の意向を踏まえた平成16年度予算要求</p> <p>③それ以降<br/>中心市街地活性化政策全体の更なる拡充</p> |
|---|--------------|--|---|--|---|

|  |              |   |  |  |  |
|--|--------------|---|--|--|--|
| <p>対内直接投資阻害要因を除去する。このため、関係府省は、国境を越えた合併・買収に関する制度整備、政府関係情報のワンストップ・サービスの推進、地方の特色を生かした企業誘致施策、規制業種への対内投資促進、外国人医師の受入れ拡充や二国間社会保障協定締結の促進を推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・いわゆる「合併等対価の柔軟化」に関する商法の特例を含む産業活力再生特別措置法の改正案を国会に提出中。これにより、政府に計画認定を受けた事業者は、外国会社を含む親会社株式又は現金を対価として合併等を行うことが可能となることを期待される。</p> <p>・政府関係情報のワンストップ・サービスの推進について、平成15年度予算で「対内直接投資誘致総合支援事業」として、ワンストップ・センターの新設、海外企業誘致事業等、対内直接投資の誘致体制を抜本的に強化する事業のための予算を計上。<br/>(予算額:10億円) (新規)</p> <p>・地域の特色を生かした企業誘致施策について、平成15年度予算で「先進的対内直接投資推進事業」として、地域の情報分析、外国企業の招い、企業誘致、進出企業立上支援等、地域への対内直接投資の拡大に資する事業のための予算を計上。<br/>(予算額:5億円) (新規)</p> | <p>・現在国会で審議中</p> <p>・平成15年度予算案を作成(事業は15年度のものであるため、着実な実施に向けて準備中)</p> <p>・平成15年度予算案を作成し、現在先進的自治体を公募中</p> |  | <p>・本改正案の国会での通過後、事業者からの申請を受けて計画認定を行う。</p> <p>・ワンストップ・センターにおける一元的な情報提供や、海外における外国企業の誘致やその日本への招へいを行う。</p> <p>・選定した自治体と協力して外国企業の誘致を実施する。</p> |
|--|--------------|---|--|--|--|